

覚えておきたい 日本国憲法 ①

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

- 第1条 天皇は、日本国の(象徴)であり日本国民統合の(象徴)であって、この地位は、主権の存する(日本国民)の総意に基く。
- 第3条 天皇の(国事)に関するすべての行為には、(内閣の助言と承認)を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
- 第6条 ① 天皇は、(国会)の指名に基いて、(内閣総理大臣)を任命する。
② 天皇は、(内閣)の指名に基いて、(最高裁判所)の長たる裁判官を任命する。
- 第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、(武力)による威嚇又は(武力)の行使は、国際紛争を解決する手段としては、(永久)にこれを(放棄)する。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の(不断の努力)によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に(公共の福祉)のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第25条 ① すべての国民は、(健康)で(文化的)な(最低限度)の生活を営む権利を有する。
- 第26条 ① すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく(教育)を受ける権利を有する。
- 第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の(立法機関)である。
- 第96条 ① この憲法の改正は、各議院の総議員の(3分の2)以上の賛成で、国会が、これを(発議)し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その(過半数)の賛成を必要とする。
- 第98条 ① この憲法は、国の(最高法規)であって、その条規に反する(法律)、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

覚えておきたい 日本国憲法 ②

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない（ 永久の権利 ）として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 第14条 ① すべての国民は、（ 法の下 ）に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 第54条 ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から（ 40 ）日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から（ 30 ）日以内に、（ 国会 ）を召集しなければならない。
- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、（ 参議院の緊急 ）集会を求めることができる。
- 第59条 ② 衆議院で可決し、（ 参議院 ）でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の（ 3分の2 ）以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- 第68条 ① 内閣総理大臣は、（ 国務大臣 ）を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、任意に（ 国務大臣 ）を（ 罷免 ）する事ができる。
- 第69条 内閣は、衆議院で（ 不信任 ）の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、（ 10 ）日以内に衆議院が解散されない限り、（ 総辞職 ）をしなければならない。
- 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で（ 条例 ）を制定することができる。